

生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年 9 月閣議決定）（抄）

第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第 2 章 生物多様性の現状と課題

第 3 節 生物多様性の危機の構造

わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると、人間との関わりが原因となっているものとして、人間活動や開発による第 1 の危機、自然に対する働きかけの縮小による第 2 の危機、人間により持ち込まれたものによる第 3 の危機に整理することができます。このほか、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影響は、人間活動が原因ともなっている一方で、直接的な原因者を特定するのが困難なこと、影響がグローバルな広がりを持つことに加え、人間活動による影響だけではない地球環境の変化との複合的な要因によるものであることから、上記の 3 つの危機とは別に第 4 の危機として整理します。これらの危機に対して、国内あるいは地球規模でさまざまな対策が講じられてきており、効果が見られているものもありますが、これらの危機は依然進行しています。

1 第 1 の危機（開発など人間活動による危機）

第 1 の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。沿岸域の埋立などの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化は多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらし、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。中でも、干潟や湿地などはその多くが開発によって失われました。また、河川の直線化・固定化やダム・堰などの整備、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備は、野生動植物の生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えました。（後略）

このような第 1 の危機に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、原生的な自然が開発などによって失われないよう保全を強化するとともに、自然生態系を大きく改変するおそれのある行為についてはその行為が本当に必要なものか、災害防止など生活の安全確保や社会状況を考慮しつつ、十分検討することが重要です。さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進める必要があります。

2 第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。里地里山の薪炭林や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物を育んできました。また、氾濫原など自然の攪乱を受けてきた地域が減り、人の手が加えられた地域はその代わりとなる生息・生育地としての位置づけもあったと考えられます。しかし、産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。(後略)

このような第2の危機に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理手法の検討を行うとともに、地域住民以外の多様な主体の連携による保全活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

3 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。まず、外来種については、(略)。化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、現在、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じています。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されています。化学物質による生態系への影響については多くのものがいまだ明らかではありませんが、私たちの気付かないうちに生態系に影響を与えているおそれがあります。(後略)

化学物質による生態系への影響については、例えば、殺虫剤として用いられたDDTによる鳥類への影響や、船底塗料として用いられたトリブチルスズ化合物の一部による貝類への影響などの事例があり、これらの化学物質は生態系に大きな影響を与えることから現在では製造・使用が禁止されています。(中略) こうした農薬等の化学物質が生態系に影響を与える仕組みについては、多くのものがいまだ明らかになっていません。このため、野生生物の変化やその前兆をとらえる努力を積極的に行うとともに、化学物質による生態系への影響について適切にリスク評価を行い、これを踏まえリスク管理を行うことが必要です。

4 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。

地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることはできないと考えられています。さらに、地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。(後略)

こうした第4の危機に対しては、地球環境の変化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、生物多様性の観点からも地球環境の変化の緩和と影響への適応策を検討していくことが必要です。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

【野生生物の保護と管理】

第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応

(基本的考え方)

化学物質や人工光などの非生物的要因も生態系に影響を与える可能性があります。化学物質による動植物への毒性や内分泌かく乱作用などを含め、生態系に対する影響の適切な調査・評価と管理を視野に入れた対策を進めることが重要です。

3 化学物質など非生物的要因

(具体的施策)

○水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)